

事 務 連 絡
平成 2 1 年 8 月 7 日

各

| | | | |
|---|---|---|---|
| 都 | 道 | 府 | 県 |
| 市 | 町 | 村 | 等 |

 介護保険主管課（室）御中

厚生労働省老健局老人保健課

要介護認定等の方法の見直しについて

介護保険制度の推進につきましては、日頃からご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年4月からの要介護認定（要支援認定を含む。以下同じ。）方法の見直しの影響について、「要介護認定の見直しに係る検証・検討会」において検証を行い、今般、別紙1のとおりとりまとめられたところです。

これを受けて、要介護認定方法をさらに見直すこととし、別紙2のとおり、平成21年10月1日以降の申請から、新たな方法によって要介護認定を行い、経過措置を廃止することとしました。

要介護認定方法の今回の見直しに際し、「認定調査員テキスト」及び「介護認定審査会委員テキスト」を修正しましたので、取り急ぎ、別添のとおり送付いたします。

併せて、「要介護認定等の方法の見直し及び経過措置終了に係るQ&A」及び利用者への説明用パンフレットのひな形を作成しましたので、適宜ご活用ください。

なお、テキストの正式版については、現在作業中の関係通知と併せて送付する予定です。（正式版は今回お送りしたのものから文言等の軽微な修正はありえませんが、大幅な内容修正は予定していません。）

今後、認定調査員テキスト（冊子）、認定審査会委員テキスト（冊子）の配布及びブロック研修の実施並びに研修教材や研修会の模様を収録したDVDの配布、インターネットでの配信などを通じ、見直しの趣旨及び内容を自治体等に適切に周知することとしております。

各市町村等におかれましては、今回の見直しの趣旨及び内容についてご理解いただき、利用者及び関係団体等に対して適宜適切に周知いただきますようお願いいたします。

本件連絡先

厚生労働省老健局老人保健課

課長補佐 天本

介護認定係 青木、迫田

TEL 03-5253-1111（内）3944

FAX 03-3595-4010

要介護認定方法の見直しに係る検証を踏まえた見直しについて

- 介護サービスを受けるには要介護認定を受けることが必要であり、要介護認定は介護サービスを受けるための「入り口」である。このため、要介護認定の信頼性が、国民の介護保険制度に対する信頼に大きな影響を及ぼす。
- 要介護認定は、利用者・事業者・保険者のバランスをとりつつ、公正かつ的確に行われることが重要である。今回の要介護認定の見直しにおいて、要介護認定のバラツキを是正し、最新の介護の手間を反映させるという目的自体は理解できるし、認定調査における評価の評価軸が3つになったことも重要である。
- 一方、今回の見直しは、利用者・市町村の双方にとって大きな見直しであったにもかかわらず、事前の検証や周知が十分に行われたとは言いがたく、結果として現場の大きな混乱を招いた。この点、厚生労働省に対し、猛省を促したい。
- ただし、今回の見直し内容に係る検証は、見直しの導入に際しての厚生労働省の不手際に対する批判とは切り離して、データに基づき客観的に行うべきである。
- 今回の見直しの結果、認定調査項目の選択肢に係る自治体間のバラツキが減少する傾向にあることは重要な変化と考える。
- 他方、要介護度別の分布については、今回の見直し後も中・重度者の割合に大きな変化はないが、非該当者及び軽度者の割合は増加した。また、こうした変化は、在宅や新規の申請者に多く見られている。この変化をどうとらえ、どのような対応を行うかが問われている。
- 検証・検討会としては、要介護度別分布のシミュレーションや市町村における試行結果を踏まえ、今回の見直しにより自治体間のバラツキが拡大した認定調査項目、市町村から質問・意見が多く寄せられている項目を中心に、認定調査員テキストを別紙のとおり修正すべきと考える。
こうした措置により、今回の見直しに係る懸念・不安については、概ね対応ができるのではないかと考えるが、本検証・検討会としては、厚生労働省に対し、上記見直し後の要介護認定の実施状況について、本検証・検討会に報告するよう求める。
- さらに、経過措置については、利用者の不安に対応するという趣旨は理解するが、市町村に大きな負担を課すとともに、要介護認定の趣旨にそぐわないものであり、上記の見直しと同時に終了させるべきである。
- 上記の見直しに際しては、十分な準備期間を確保し、市町村への情報提供や調査員に対する研修を着実に行うとともに、厚生労働省の責任において修正の考え方や内容を自治体等に十分に周知すること等により、再度の混乱を招くことがないよう配慮すべきである。
- 検証・検討会としては、厚生労働省に対し、今後、要介護認定方法の見直しの際は、利用者や市町村の立場に立って、十分に時間をかけて事前の検証や周知を行うことを求めたい。
また、将来的には、ケアマネジメントも含め、利用者に必要なサービスが公平に提供される仕組みについて、広く関係者の意見も聞いた上で、要介護認定がこうした仕組みに資するよう引き続き検討を行うよう求めたい。

要介護認定方法の見直しに係る取扱いについて

○9月30日までに申請が行われた場合

使用するテキスト・・・現行テキスト

経過措置・・・適用あり(更新申請者)

○10月1日以降に申請が行われた場合

使用するテキスト・・・新テキスト

(今回、修正されるテキスト)

経過措置・・・適用なし

《更新申請者の具体例》

①有効期間が9月30日に満了する場合

(9月30日までに申請が行われた場合)

使用するテキスト・・・現行テキスト

経過措置・・・適用あり

②有効期間が10月31日に満了し、

a)9月30日までに申請が行われた場合

使用するテキスト・・・現行テキスト

経過措置・・・適用あり

b)10月1日以降に申請が行われた場合

使用するテキスト・・・新テキスト

経過措置・・・適用なし

③有効期間が11月30日に満了する場合

(10月1日以降に申請が行われる)

使用するテキスト・・・新テキスト

経過措置・・・適用なし

要介護認定等の見直し及び経過措置終了に係るQ & A

Q 1

なぜ、認定調査員テキストを見直すこととしたのか。

(答)

- 1 本年度から実施された要介護認定見直しの影響については、4月に「要介護認定の見直しに係る検証・検討会」を設置し、検証を行ったところである。
- 2 検証・検討会において4月以降の要介護認定の実施状況について検証を行った結果、多くの認定調査項目については、項目選択の際の自治体間のバラツキが減少する傾向にある一方、いくつかの項目については、バラツキが拡大しており、これらは自治体等から質問・意見が多く寄せられている項目と重なっている場合が多かった。
- 3 また、新たな方式による要介護度別の分布については、中・重度者の割合に大きな変化はないが、非該当者及び軽度者の割合が増加しており、こうした傾向はとくに在宅や新規の申請者にみられることがわかった。
- 4 こうしたことから、検証・検討会では、認定調査項目のうち、バラツキが拡大した項目や、質問・要望等が多く寄せられた項目等を中心として、調査項目に係る定義等の修正を行うことが必要であるとされ、その結果として、従来の要介護度の分布をほぼ等しくなることが、コンピューター上のシミュレーションや実際に複数の自治体で行われた検証で明らかになった。
- 5 これらを踏まえ、今般、認定調査員のテキストを見直すこととしたところ。

Q 2

認定調査員テキストはどのように修正されるのか。

(答)

検証・検討会における指摘を踏まえ、

- ① 認定調査員が調査対象者に実際に行ってもらった状況と、調査対象者や介護者から聞き取りした日頃の状態が異なる場合は、より頻回に見られる状況で選択すること
- ② 「起き上がり」等の項目で、自分の身体の一部を支えにして行う場合、「何かにかまればできる」を選択すること
- ③ 実際に行われている介助が、不適切な場合は、その理由を特記事項に記載した上で、適切な介助を選択すること
- ④ 生活習慣や寝たきり等によって介助の機会がない場合は、類似の行為で評価すること

などについて見直すとともに、併せて、質問・意見が多く寄せられた個別の項目等の修正、特記事項の例の充実などを行ったところ。

Q 3

今後、今回の見直しの内容について、自治体や認定調査員等にどのように周知を行っていくのか。

(答)

- 1 認定調査員テキストの見直しにあたり、
 - ① 全国の認定調査員等に対するテキスト改訂版の配布
 - ② 全国のブロック単位での研修会の実施
 - ③ 研修教材や研修会の模様を収録したDVDの配布やインターネットでの配信などにより周知を行うこととしている。

- 2 なお、都道府県・指定都市においても「認定調査員等研修事業の実施について」(平成20年6月4日老発第0604001号)の趣旨を踏まえ、貴管内の認定調査員等に対し、今回の見直し内容に関する研修を実施していただくようお願いしたい。

Q 4

厚生労働省の行うブロック研修に参加すれば、新規の認定調査員は認定調査を行うことが可能となるのか。

(答)

今回の見直しに際し、厚生労働省が行うブロック研修を受講状況に関わらず、認定調査を行うためには、従前どおり、都道府県又は指定都市が実施する認定調査員研修を修了することが必要である。

Q 5

9月30日までに経過措置が適用となった者については、10月1日以降は、経過措置が適用されなくなるのか。

(答)

- 1 4月から実施している経過措置については、9月30日までに行われた申請について効力を有するものである。

- 2 なお、9月30日までに更新申請を行い、経過措置の対象となった場合、経過措置の効力は、当該要介護認定等の有効期間が終了するまで継続することとなる。

Q 6

本年4月から9月に新規の要介護認定申請を行った方については、どのように対応するのか。

(答)

特に4月から9月に新たに要介護認定申請を行った方については、今回の要介護認定方法の見直しにより要介護度が変更となる場合があり得ることから、今回送付したパンフレットなどを活用して周知を図るとともに、認定結果が実情と一致しない趣旨の相談に対しては、区分変更申請や再申請を促すなど、特段の配慮をお願いしたい。

Q 7

9月30日に有効期間の満了する更新申請者がやむを得ない理由により、10月1日以降に申請を行う場合、新旧どちらのテキストを使用するのか。また、経過措置の適用はあるのか。

(答)

10月1日以降に申請を行う場合は、新テキストを使用し、経過措置は適用しないこととなる。

要介護認定・要支援認定を申請される皆様へ

平成21年10月より 要介護認定の調査方法が一部見直されます

- 平成21年4月に、最新の介護の手間を反映させること、できるだけ認定結果のバラツキを是正することを目的として、要介護認定の見直しが行われました。
 - 上記の見直しに併せて、厚生労働省の検討会で検証が行われ、認定調査の方法がさらに見直されることとなりました。
 - 具体的には、認定調査の際に日頃の状態をより重視することや一部の調査項目の判断基準が見直されたことから、今後、これまでよりも詳しく日頃の状況についてお伺いする場合があります。
- (注) 要介護認定の仕組みそのものが変わるわけではありません。
- この新たな方法は、10月1日以降に申請された方から適用されます。
 - なお、9月中に更新の申請を行った場合は、更新前の要介護度を選択できますが、10月より、見直しを行った要介護認定の調査方法が実施されることから、10月以降に要介護認定申請を行った場合は、実際の判定結果をもって要介護度が決定されますのでご注意ください。

要介護認定方法の流れと10月からの変更部分について

この4月から、介護保険の要介護認定の方法が変わりましたが、認定調査員がご本人を訪問して行う調査については、10月からは、さらに一部変更されることになります。調査の際には、ご本人の普段の様子を認定調査員に詳しくお伝えください。

ご留意いただきたい点など

○ 実際のご本人の状態や介助の程度を拝見させていただきます。また、普段の様子なども伺います。

○ 9月までに申請いただいた場合の調査に比べ、10月以降に申請いただいた場合、日頃の状態に関する情報などについて、より詳しく伺うことがあります。

○ ご本人やご家族が普段困っていることや不便に思っていることは、具体的に遠慮なくお伝えください。

○ 平成21年4月から、最近の介護サービスの開発・進歩にあわせ、より適切に介護の手間のかかり方を判定するために、使用するデータを更新しています。

○ 「認定調査」などでお伺いした、より具体的な内容をもとに、審査会で総合的に判断されます。

変更部分

要介護認定を受けられる方

①申請をします

市町村の介護保険担当窓口にて要介護認定の申請を行います。

②心身の状態を調査します

○認定調査
本人の心身の状態を調べるため、認定調査員が訪問します。

○主治医意見書
主治医の先生により、意見書が作成されます。

③どのくらい介護の労力が 必要か審査し、認定します

○1次判定
認定調査の結果をコンピュータで分析します。

○2次判定
専門家からなる審査会において、次の資料を用いた審査が行われます。

- ① 1次判定の結果
- ② 認定調査の特記事項
- ③ 主治医意見書

○認定
審査会の判定をもとに、市町村が要介護度の認定を行います。

④認定結果通知が届きます

よくある質問等

今回の見直しは、なぜ行われるのですか。

平成21年4月に見直された要介護認定について、専門家や利用者・家族の代表者等からなる厚生労働省の検討会で検証が行われ、その結果、認定調査の方法を一部見直すこととなりました。

具体的には、認定調査の一部の項目について、日頃の状態をより重視することとするなど、調査項目の考え方が一部変更されました。

今回の見直しにより、要介護度の仕組みそのものが変わりますか。

要介護度は病気などの重症度ではなく、必要とされる介護の量で決まります。これまで通り、「要支援1～2、要介護1～5」の7段階であり、要介護度の仕組みそのものが変わるわけではありません。

更新申請を行う際に、更新前の要介護度を選択できますか。

9月中に更新の申請を行った場合は、更新前の要介護度を選択できますが、10月より、見直しを行った要介護認定の調査方法が実施されることから、10月以降に要介護認定申請を行った場合は、実際の判定結果をもって要介護度が決定されます。

要介護認定の有効期間終了前でも再度申請をすることはできますか。

要介護認定の判定結果が、申請者の実情と一致していないと思われる場合、

①「要支援1」、「要支援2」又は「要介護1」～「要介護5」と判定された方は、有効期間終了前であっても区分変更申請を行うこと

ができます。

②「非該当」と判定された方は、再申請を行うことができます。

特に、4月から9月の間に新規に申請を行った方（初めて要介護認定の申請を行った方など）はご留意ください。

【お問い合わせ先】

要介護認定についてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

〇〇市 〇〇課 〇〇係

電話番号：